

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

安城市長 三星 元人

市町村名 (市町村コード)	安城市 (23212)
地域名 (地域内農業集落名)	三ツ川地区農用地利用改善組合 (藤井、野寺、木戸、寺領)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年10月16日

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

## (1) 地域農業の現状及び課題

- ・地域農業の担い手による農地集積を進めているものの、まだ集積・集約化できていない部分がある。
- ・将来を見据えると担い手の人数が十分ではないとも考えられる。
- ・工業団地など開発が進められると、効率的に耕作のできる田畠の面積が減少していく。水はけが悪いところや区画の小さいところや段々の農地の割合が多くなり、作業効率の向上が望めない。
- ・畑を現在自作している農家が高齢になると管理できなくなり放棄地が増える可能性がある。
- ・田畠を現在自作している農家が高齢になると管理できなくなる。
- ・水はけが悪い所や、区画が小さい所が空いてきそうなので対策が必要となる。
- ・農家の高齢化は大きな課題だが、耕作者に有意な条件になれば40歳以下の耕作者もいるので新たに耕作できる可能性もある。
- ・高齢農家で年1回耕している方がいるので、そのような農地を委託できる方法があればいい。
- ・竹林の土地から根が張って、畑の土地に影響が出ているので対策をして欲しい。

## (2) 地域における農業の将来の在り方

- ・水田は担い手(JAあいち中央営農部会員他)を中心に、稻、麦、大豆を栽培していく。
- ・畑作は施設野菜、露地野菜、果樹などを栽培していく。
- ・農地バンクへの利用を進めつつ、担い手を中心に農地集積を進めていく。

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

## (1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	149.1 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	148.4 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

## (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

### 3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
・水田は担い手(JAあいち中央営農部会員他)に委託し、集積・集団化を進めていく。 ・畠作は認定農業者や露地野菜農家に委託し、出来るだけ集団化できるように努めていく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
・新規の貸手希望者がいる場合は、積極的に活用する。 ・期間更新時に円滑化から中間管理機構へ順次更新していく。
(3)基盤整備事業への取組方針
・田畠は担い手を中心に集積・集団化を進めていく。 ・環境向上委員会、農業委員、土木と担い手との連携により基盤整備に努めていく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
・認定農業者で後継者がいる方は、作業をしながら後継者の育成に努めていく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
・検討の予定なし。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畠地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ・カラスの被害が多くあるため、捕獲檻の設置を継続していく。
- ・他の野生動物等の被害が出るようであれば駆除等の依頼をしていく。